

# 無実の罪？ えん罪被害者 って何？

あなたやあなたの大事な人が身に覚えのない罪で犯罪者にされたらどうしますか？ 実際のえん罪被害者の声を聞いてください。みんなで再審法改正の必要性を考えましょう。

～日弁連再審法改正  
全国キャラバン～

2023年

3/20 Mon 月

参加費無料  
予約不要

午後5時～7時(午後4時30分開場)

長崎県勤労福祉会館 2階講堂

〒850-0031 長崎市桜町9-6

[会場]

定員

150名

先着順

会場では新型コロナウイルス感染症の予防対策に配慮いたしますが、ご来場される方々もマスク着用等をお願いいたします。

## オンライン動画配信 Zoom ウェビナー

[オンライン]

定員

500名

先着順

どなたでもご予約なくご覧いただけます。QRコード又はウェビナーIDとパスコードをご記入の上、ご入室ください。



ウェビナーID: 898 5189 2959  
パスコード: 523628

■当日、何らかの理由で通信が中断し、復旧困難となった場合、やむを得ずオンライン配信を中止する可能性があります。ご了承くださいますようお願いいたします。

■視聴者様のPC環境・通信状況等の不具合について、当会は責任を負わないものとします。Zoomのご利用方法等についてのサポート対応等もいたしかねますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

■録画(スクリーンショットを含む)・録音や二次利用は固くお断りいたします。

## 第1部 講演

# 大崎事件にみる 再審法の問題点

講師: 鴨志田 祐美 弁護士  
(京都弁護士会所属)

- ・大崎事件弁護団 事務局長
- ・日弁連再審法改正実現本部 本部長代行
- ・著書『大崎事件と私～アヤ子と祐美の40年』他

## 第2部 トークセッション

# 湖東記念病院 事件

ゲスト: 西山 美香さん  
(無罪が確定したえん罪被害者)

- ・2003年 5月22日 事件発生
- ・2007年 5月21日 有罪判決確定
- ・2017年 12月20日 再審開始決定
- ・2019年 3月18日 再審開始確定
- ・2020年 3月31日 再審無罪判決言渡



■お問い合わせ  
長崎県弁護士会 Tel.095-824-3903

<https://www.nben.or.jp/>

🔍 長崎県弁護士会

検索

主催: 長崎県弁護士会  
共催: 日本弁護士連合会  
日本弁護士政治連盟長崎県支部

## 大崎事件とは？

1979年10月15日、鹿児島県大崎町で、男性の遺体が自宅横の牛小屋で発見された。男性の義姉である原口アヤ子氏が、夫と義弟との3名で共謀の上、男性を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた4名で遺棄したとされる事件。

アヤ子氏以外の3人には知的障がいがあり、起訴内容を争わずに有罪判決が確定した。アヤ子氏は一貫して無実を訴えたが、1981年に有罪となり、懲役10年が確定した。裁判のやり直しが認められるためには、「無罪を言い渡すべき明らかな新証拠」が必要であり、既に有罪が確定した過去の事件で新証拠を発見することは難しく、再審は「開かずの扉」とよばれている。現行法では「全面的な証拠開示が制度化されていない」ため、この新証拠の発見は、より困難を極めており、担当裁判官による差異が生じている。アヤ子氏は、出所後の1995年に最初の再審請求を行い、現在までに三度にわたる再審開始決定が下されたが、そのたびに検察側が不服を申し立て、上級審により判断が取り消された。諸外国と異なり「再審開始決定に対する検察官の不服申し立てを認めている」ことも、審理が長期化する原因となっている。事件から43年が経ち、95歳になったアヤ子氏は、現在4度目の再審請求を行っており、無罪を勝ち取るために闘っている。

## 湖東記念病院事件とは？

2003年5月22日、滋賀県愛知郡湖東町(当時)所在の湖東記念病院に看護助手として勤務していた西山美香氏が、同病院に慢性呼吸不全等の重篤な症状で入院中であった患者に装着された人工呼吸器のチューブを引き抜いて酸素供給を遮断し、急性低酸素状態に陥らせて殺害したとされた事件。

西山美香氏は、捜査段階で自白したものの、公判では否認に転じ、その後は一貫して無罪を主張してきた。しかし、2005年、大津地方裁判所は懲役12年の有罪判決を言い渡し、2007年、最高裁判所の上告棄却決定により、同判決は確定した。西山美香氏は2010年に最初の再審請求を行い、2度目の再審請求の即時抗告審において、2017年、大阪高等裁判所は、①患者が他の死因で死亡した可能性があること、②自白についてもその変遷から体験に基づく供述ではないとの疑いがあり、西山美香氏が捜査官の誘導に迎合した可能性があることから、患者が自然死した合理的疑いが生じたとして再審開始を決定した。2019年、最高裁判所も、検察官の特別抗告を棄却して再審開始決定が確定し、翌2020年、大津地裁で再審裁判の判決があり、無罪判決が言い渡された。その後、検察が上訴権を放棄し、無罪が確定している。

2023年  
**3/20** Mon  
月

[会場]  
定員  
**150**名  
先着順

[オンライン]  
定員  
**500**名  
先着順

参加費無料・予約不要

午後5時～7時(午後4時30分開場)

**長崎県勤労福祉会館 2階講堂**

〒850-0031 長崎市桜町9-6

会場参加 & オンライン配信

どなたでもご予約なくご覧いただけます。QRコード又はウェビナーIDとパスコードをご記入の上、ご入室ください。

ウェビナーID: 898 5189 2959  
パスコード: 523628



### 交通のご案内



※駐車場はございません。お車でお越しの際は近隣の有料駐車場をご利用ください。